

## 第5章 ラオス人民民主共和国

### ア. 法体系

ラオスは、1975年12月にラオス人民革命党(Lao People's Revolutionary Party: LPRP)の一党支配による社会主義国家として誕生した。1991年憲法制定により、大統領を元首とし、国民の代表で構成される国民議会を有する人民民主共和制の形を採っている<sup>1</sup>。

国民議会には、立法機関として、国家の重要事項に関わる決定を行うとともに、行政・司法機関のそれぞれの業務を指導、監督する権限がある。議員は、国民による直接選挙で選出され、議会は一院制である<sup>2</sup>。

また、唯一の政党である、ラオス人民革命党には、最高機関である党大会の下に党中央委員会、政治局があり、党中央委員会は各種委員会や党大衆組織本部で構成されている。この党機構は、各地方レベルに組織され、小規模ではあるが村レベルにまで拡張されている<sup>3</sup>。

地方行政区分は、州(Province)、特別市(Municipality)、郡(District)、村(Village)の4階層に分かれている。このうち、特別市は、州と同格の地位を持っている<sup>4</sup>。

地方行政に関する業務は、首相府に属する行政公務員局(Department of Public Administration and Civil Service: DPACS)が管轄し、中央組織からの官撰された国家公務員の身分を有する知事や郡長により執行される「中央政府による地方行政」となっている<sup>5</sup>。

現在の地方行政は非常に中央集権的であるが、その範囲は州と郡までとなっている。各州と郡には、首相の指揮監督下にある州知事・郡長事務所や党組織等から構成される地方政治事務所(Political Office)と中央省庁の指揮監督下にある各省地方出先事務所(Technical Office)という2つの命令系統がある<sup>6</sup>。

基礎行政単位である「村」は、村長、副村長、各部門のアシスタントで構成される。村長には国家公務員の地位はなく、資格基準を満たした候補者の中から住民が投票を行って選出される<sup>7</sup>。

司法制度としては、人民裁判所と人民検察院という2つの組織により構成される。人民裁判所は、最高人民裁判所、州人民裁判所・特別市人民裁判所、郡人民裁判所と軍事裁判所で構成される<sup>8</sup>。最高人民裁判所は、最高司法機関であり、州や郡の地方人民裁判所と軍事

<sup>1</sup> (財)自治体国際化協会 2004:263-265 ページ

<sup>2</sup> (財)自治体国際化協会 2000:14 ページ

<sup>3</sup> 同上:18 ページ; (財)自治体国際化協会 2004:266 ページ

<sup>4</sup> (財)自治体国際化協会 2004:274 ページ

<sup>5</sup> (財)自治体国際化協会 2000:25 ページ; (財)自治体国際化協会 2004:272-274 ページ

<sup>6</sup> 同上:28 ページ、274-275 ページ

<sup>7</sup> (財)自治体国際化協会 2004:276-277 ページ

<sup>8</sup> 安田 2000:282 ページ

裁判所の最終審の権限を持つ。人民裁判所の会議は、公開が原則である<sup>9</sup>。

一方、人民検察院も、人民裁判所と同様に、最高人民検察院、地方人民検察院、軍事検察院で構成される。その主な任務は、政府機関から全国民にいたるまでの法律遵守を監督し、公訴の権限を行使することである<sup>10</sup>。

## イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

女性に対する差別の撤廃や人身売買、ドメスティック・バイオレンスを防止することを目的として<sup>11</sup>、2004年に「女性の保護と人材開発法」(Law on the Development and Protection of Women)が制定された<sup>12</sup>。

## ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

「女性の保護と人材開発法」で、ドメスティック・バイオレンスは、家族の構成員による女性と子どもに対する暴力であると規定されている<sup>13</sup>。法の中では「家族」の範囲は、はっきりと定義されていない。暴力には、身体的もしくは精神的損害、財産に損害をもたらすような行為もしくは不作為が含まれる<sup>14</sup>。

「身体的損害」とは、殴打、拷問、監禁、レイプやその他の非道徳的行為によって、家族構成員に対して死、能力制限、傷害をもたらすような行為をいう<sup>15</sup>。

「精神的損害」とは、精神的健康に損害をもたらすような行為をいう。たとえば、姦通、威圧、侮辱、名誉毀損、軽蔑、社会的行為など活動の妨害が含まれる<sup>16</sup>。

「財産に損害をもたらすような行為」とは、財産に打撃をもたらし、その結果、家族構成員の生活に影響を及ぼすような意図的行為をいう。たとえば、自身の利害に基づいて非合法的な方法で家族財産を使用すること、家族の世話をするための義務を果たさないこと、法で定められた女性の相続権を奪うこと、家族の家屋や財産を破壊することを含む<sup>17</sup>。

ドメスティック・バイオレンスを犯したものは、教育を受け、公式な警告文を受理すると規定されている。ドメスティック・バイオレンスが刑事違反に当たる場合は、加害者は刑法に従って罰せられる<sup>18</sup>。ただし、刑法第22条では、近親者間の身体的暴力は重大な障害や損失がない限り刑事処罰を受けないと規定されている<sup>19</sup>。

<sup>9</sup> (財)自治体国際化協会 2000:18 ページ

<sup>10</sup> 同上:18 ページ

<sup>11</sup> Law on the Development and Protection of Women, Article 1

<sup>12</sup> Asia Foundation 2006

<sup>13</sup> Law on the Development and Protection of Women, Article 29

<sup>14</sup> 同上, Article 29

<sup>15</sup> 同上, Article 30

<sup>16</sup> 同上, Article 31

<sup>17</sup> 同上, Article 32

<sup>18</sup> 同上, Article 50

<sup>19</sup> Lao People's Democratic Republic 2003:p.16; Penal Code, Article 22

また、ドメスティック・バイオレンスを発見した家族構成員や近隣者また他の個人や組織は、暴力の性質やひどさ、状況の緊急性や必要性を考慮して、暴力への介入、和解、双方の教育を行い、被害者への援助を要請しなくてはならない<sup>20</sup>と規定されており、援助できる能力があるにも関わらず、援助しなかった者は、刑法第 86 条に基づいて処罰される<sup>21</sup>。刑法第 86 条では、生命や健康が危機にさらされている者に対して、支援する能力をもちながらもそれを行わない者は、3 ヶ月から 1 年の禁固刑に処し得ると規定されている。また、支援する義務を持つが、それを怠ったり、他者の生命を危険にさらした者は、1 年から 3 年の禁固刑に処し得る。

さらに、刑法による処罰に加え、加害者は、民事措置として医療費、精神的リハビリ、利益損失、交通費、宿泊費などの損害賠償もしなければならない<sup>22</sup>。

刑法に規定された主な刑事処罰は以下の通りである。現刑法は 1989 年に制定され、2001 年に改正された<sup>23</sup>が、以下では英訳のある 1989 年当時の刑法を参照している。

#### ○殺人<sup>24</sup>

- ・ 10 年から 15 年の禁固刑。
- ・ 加害者が殺人を生業とする場合、計画的な殺害、職務遂行中の公務員や妊娠中の女性の殺害、他の犯罪を隠蔽するための殺害の場合、10 年から 20 年の禁固刑、また終身刑もしくは死刑に処し得る。

#### ○不注意による殺害<sup>25</sup>

- ・ 2 年から 5 年の禁固刑。
- ・ そのような違法行為が複数の者の殺害をもたらした場合、加害者は 5 年から 10 年の禁固刑に処し得る。

#### ○身体的暴力<sup>26</sup>

- ・ 3 ヶ月から 1 年の禁固刑。
- ・ 拳骨で続けて打つ場合、もしくはそのような違反行為が甚大な傷害をもたらす場合、1 年から 5 年の禁固刑に処し得る。
- ・ そのような違反行為が生涯にわたる障害や死をもたらす場合、5 年から 10 年の禁固刑に処し得る。そのような違反行為が試みられた場合も処罰し得る。

#### ○不注意に基づく身体的傷害<sup>27</sup>

- ・ 1,000 キップから 5,000 キップの罰金。

---

<sup>20</sup> Penal Code, Article 34

<sup>21</sup> 同上, Article 51

<sup>22</sup> 同上, Article 52

<sup>23</sup> 日本アセアンセンター 2006

<sup>24</sup> Penal Code, Article 81

<sup>25</sup> 同上, Article 82

<sup>26</sup> 同上, Article 83

<sup>27</sup> 同上, Article 86

- ・そのような違反行為が甚大な傷害をもたらした場合や、複数の者に傷害をもたらした、もしくは生涯にわたる障害をもたらした場合、6ヶ月から3年の禁固刑に処し得る。

## **エ. 加害者に対する命令**

「女性の保護と人材開発法」では、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対する命令（保護命令など）は規定されていない。

## **オ. 司法手続**

### **1 ドメスティック・バイオレンスに対する刑事手続**

「女性の保護と人材開発法」で、以下のように規定されている。

ドメスティック・バイオレンスの被害者は、他の家族、近隣者、親類からの援助を求め、または、家族の調和や幸福を追求するため加害者が暴力を止め、態度を改めることを目的として村落の行政職員に報告する権利がある。刑事罰に処せられるような、深刻な暴力の場合は、法に基づいて被害者は警察官に報告する権利がある<sup>28</sup>。

暴力が深刻でない場合、まず家族や近親者、近隣者、カウンセリング機関、そして村落の調停機関による、加害者の調停と教育を行うと規定されている。村落の調停機関では問題を解決できない場合、もしくは暴力が深刻な場合、村落の調停機関、カウンセリング機関、被害者もしくは被害者の代理人は、警察に告訴する権利を持つ<sup>29</sup>。

警察官は、告訴を受理した場合、家族の統一、調和、幸福を念頭において問題解決を試みなければならないと規定されている。暴力が深刻ではない場合、警察官は仲裁を試みなければならない。そして被害者、加害者双方を、家族の和解や信頼達成の観点にたって教育しなければならない<sup>30</sup>。

上記の警察官による仲裁や教育が上手くいかなかった場合、また、暴力が深刻な場合は、警察官は法に従って司法手続を開始する。暴力が刑事違反に該当するという確かな証拠がある場合は、警察官は検察官に事件を送致することができる<sup>31</sup>。

### **2 一般的な刑事手続<sup>32</sup>**

#### **(1) 捜査の開始**

警察など、捜査機関は、犯罪に関する告発および報告を受理すると、捜査を開始、または開始しない命令を発する。捜査開始命令は、捜査機関長官または検察官が発行しなければならない。捜査命令発布により、刑事訴訟手続が開始したとみなされる。

<sup>28</sup> Law on the Development and Protection of Women, Article 33

<sup>29</sup> 同上, Article 35

<sup>30</sup> 同上, Article 36

<sup>31</sup> 同上, Article 36

<sup>32</sup> 法務省法務総合研究所国際協力部 2007:89-112 ページを参考に作成

捜査開始を正当化する確固たる情報がない場合、捜査を開始しない命令を発する。その際、関連する検察官に報告し、事件の告発者、報告者が異議申し立て権を行使できるよう、通知する必要がある。

## (2) 捜査

捜査は、捜査官、調査官、検察官によって行われる。捜査で収集される証拠には、物証、書証、人証の3種類がある。人証は容疑者を含む事件関係者からの供述を聴取することによって収集される。人証は、事件関係者を召喚して、または犯罪現場での聴取で収集される。召還する場合、召喚状が必要となる。

捜査の一環として、容疑者の自由を抑止する措置には、罪状認否召喚、逮捕、抑留、勾留、仮釈放、外出制限、職務・地位の停止がある。主な措置手続は以下の通りである。

罪状認否召喚は、3度召喚状を受けたにもかかわらず、正当な理由なく出頭しなかった場合、捜査機関長官または検察官が命令を発行する。一回目の召喚状に対して出頭しなかった場合も、罪状認否召喚命令または逮捕状を発行する根拠となる。

逮捕は、現行犯逮捕および、前科者または住所不定、逃亡の恐れがある容疑者の場合の緊急逮捕を除き、通常逮捕の場合は検察官または人民裁判所による逮捕状の発布が必要である。

抑留は、48時間以内の尋問のために容疑者を拘束するもので、捜査機関長官または検察官の書面による命令が必要である。48時間以上延長することはできず、事件についてさらに調査するためには、勾留命令発行の請求が必要となる。

勾留には、検察官の書面による命令が必要であり、3ヶ月を超える勾留は許されない。捜査機関長官の請求に応じて、検察官は3ヶ月ごとに勾留期間を延長できるが、軽罪の場合は、6ヶ月を超えてはならない。勾留期間は刑期に算入される。

捜査官または調査官は、十分な証拠がない場合など、事件取下命令請求を捜査機関長官または検察官に提出し取下命令を持って訴訟手続を終了することができる。

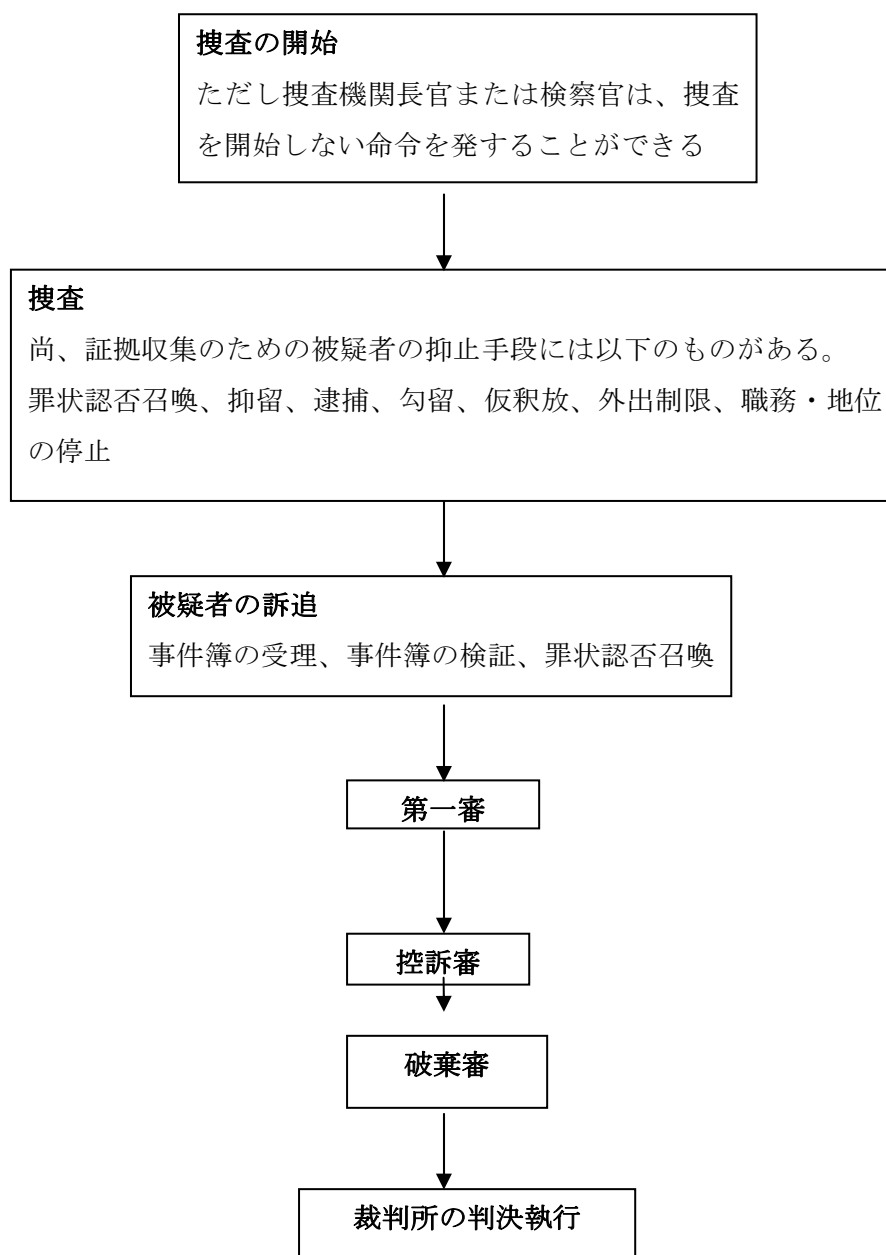
## (3) 被疑者の訴追

捜査完了後、捜査機関または調査官から事件簿が検察官に送付される。検察官は事件簿を検討し、捜査が不完全な場合は事件簿を捜査機関または調査官に再送し、追加捜査を請求する。検察官が自ら情報収集または捜査官の情報収集に参加することもある。検察官が事件簿を検討した結果、訴訟手続中止命令、事件取下げ命令を発することもある。証拠が十分にある場合は、検察官は被疑者の訴追命令を発する。

## (4) 公判（第一審、控訴審、破棄審）

公判を経て、有罪または無罪が確定し、有罪の場合は刑の判決が執行される。

**(参考) ラオスにおける司法手続の流れ**



## カ. 司法手続等における加害者更生の位置づけ

女性の保護と人材開発法では、「警察官は告訴を受け取った後、家族の統一、調和、幸福を念頭において問題解決を試みなければならない。暴力が深刻ではない場合、警察官は仲裁を試み、両方の当事者を、家族の和解や信頼達成の観点にたつて教育しなければならない」とある<sup>33</sup>。警察官によるこの「両当事者に対する仲裁、教育」を通じて、「暴力が深刻ではない」加害者には更生のための取り組みが行われる可能性を推測することもできる。

ただし、在日ラオス大使館によると、ラオスでは被害者の保護が始まったばかりで、加害者に対するプログラムはほぼないと考えられている<sup>34</sup>。

## 参考文献

- 財団法人自治体国際化協会 2000年3月『ラオスの行政制度』  
[http://www.clair.or.jp/j/forum/c\\_report/html/cr196/index.html](http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/html/cr196/index.html) (2008年3月18日アクセス)
- 財団法人自治体国際化協会 2004年『ASEAN 諸国の地方行政』2004年2月  
<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j13.pdf> (2008年3月18日アクセス)
- 日本アセアンセンター 2006年12月「第3章 法整備状況」『アセアン各国の投資ガイド ラオス 2007年度版』<http://www.asean.or.jp/invest/guide/laos/index.html>  
 (2008年3月31日アクセス)
- 法務省法務総合研究所国際協力部 2007年「ラオス検察官マニュアル(仮訳)」『ICD News : Law For Development』第30号 81-112ページ
- 安田信之 2000年『東南アジア法』日本評論社
- Asia Foundation. 2006. “First Women’s Shelter in Laos.”  
<http://www.asiafoundation.org/resources/pdfs/LaoShelter.pdf> (accessed on March 31, 2008)
- Law on the Development and Protection of Women of 2004. Available on the website of the National Assembly of Laos at  
[http://www.na.gov.la/docs/eng/laws/soc\\_cult/Development%20and%20Protection%20of%20Women%20%282004%29%20Eng.pdf](http://www.na.gov.la/docs/eng/laws/soc_cult/Development%20and%20Protection%20of%20Women%20%282004%29%20Eng.pdf) (accessed on March 31, 2008)
- Penal Code of 1989. Available on the website of Asia Pacific Forum on Women, Law and Development at [http://www.apwld.org/pdf/lao\\_penalcode1989.pdf](http://www.apwld.org/pdf/lao_penalcode1989.pdf)  
 (accessed on March 31, 2008)

<sup>33</sup> Law on the Development and Protection of Women, Article 36

<sup>34</sup> 2008年2月6日付け在日ラオス大使館からの回答に基づく。